

2012 年 1 月 13 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 二宮 浩輔

バヌアツ国 ポートビラ港多目的埠頭整備計画
(協力準備調査(有償))
最終報告書案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011 年 12 月 16 日(金) 14:00～16:00
- ・場所：JICA 本部 (会議室：112 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：鋤柄委員、田中委員、二宮委員、早瀬委員、(石田委員、米田委員はメール審議に参加)
- ・議題：バヌアツ国 ポートビラ港多目的埠頭整備計画 協力準備調査に係るドラフトファイナルレポートについての助言案作成

・配付資料：

- 1) バヌアツ国 ポートビラ港多目的埠頭整備計画 ドラフトファイナルレポート
- 2) スコーピング助言対応表

- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)

全体会合(第 20 回委員会)

- ・日時：2012 年 1 月 13 日(金) 15:30～18:30
- ・場所：JICA 本部(会議室：229 会議室)

上記の会合により助言を確定した。

助言

本助言のページや表は、いずれも事前配布資料（ドラフトファイナルレポート）のものである。

全体事項

1. ポートビラ湾における複数事業の EIA 結果が重複したり無駄になることのないよう、各事業準備の進捗状況も勘案しつつ、総合的に判断して各事業計画を立てるよう「バ」国政府に提言し、JICA も他ドナーとの情報交換、連携を図ること。
2. バツマル大湾におけるインフラ工事業業としては、埠頭の工事計画（当該案件、国内埠頭計画）、バツマル小湾の埋め立て計画が同時進行中である（P.3-10）。半閉鎖的な湾であることから、互いの計画が影響を与え合う可能性が残る。したがってバヌアツ国政府および各ドナーとの対話を行うことにとどまらず、今後の開発事業にも備える意味からも持続性のある湾内利用総合計画の着手を提案すること。
3. ポートビラ湾の富栄養化防止のための水質管理に関する適切な管理基準を設定することが望ましいため、ADB で実施している都市開発プロジェクトにも働きかけ、あるいは連携をとること。
4. 埠頭の設計に際して気候変動に伴う長期的な海面上昇が及ぼす影響について検討し、言及すること。
5. 本事業エリアでの海水温データを取得するとともに、海水温がサンゴの白化現象に与える影響について言及すること。
6. 環境保全施策・沿岸資源管理（P.3 - 4）。国家優先課題・行動計画における水産分野の訳語について。（2）の（1）と（4）では mobilization が「動員」と訳されているが、動員という訳語では様々な解釈が可能となることから、促進、推進という用語を用いること。
7. ジュゴンとウミガメの回遊に与える影響に関する記述（3.3.4）は、過小評価であると思われる。数個体とはいえ両種ともに湾内への索餌回遊が見られるため、海上交通の増大による両種への影響が考えられる。3.3.4 における記述は“影響の程度は不明であるが影響が発生する可能性がある”と記述すること。また、工事中、供用後において両種はモニタリングの対象種とすること。
8. 大湾全体を対象としたサンゴ礁のトランセクト調査（5.1.2（2）方法）で“代表的な 9 地点を選んだ”とあるが、サンゴ礁の分布を考慮し環境地理的に等分となるような地点を選定した旨を明記すること。

スコーピング案

9. 「景観」の項で、供用後は道路にもはみ出したコンテナの蔵置が解決され、景観が改善されるとあるが、あわせて埠頭の延長と埋立による景観の変化についても言及すること。
10. 日常生活への影響で、物価の低下、埠頭近辺の交通事情の改善を予測しているが、その根拠を示すこと。
11. 沿岸環境への影響を具体例を挙げて記述すること。
12. 対象地における 60 本の樹木は移設されることになるため、現在それらを利用して

- いる IPDS 社の社員である港湾労働者への影響が予想される。そのことを明記すること。
13. 動植物相・生態系。野鳥やコウモリに与える影響を見積もること。
 14. 水質汚染。陸域での諸活動の活性化は間接的ではなく直接的な効果である。そのことを明記し工事中の影響評価は B- とすること。

環境配慮（汚染対策、自然環境等）

15. 埠頭からの排水に関して、雨水やコンテナ洗浄水に対してはトラップを設置すること。また、事務所等埠頭での諸処の活動に伴う排水については ADB で行われている水管理計画と連携を図り、湾内の富栄養化防止を図るために適切な排水処理方法とすること。
16. 浚渫方法により異なる汚濁防止膜を設定する理由および汚濁防止の実績を記述すること。

モニタリング

17. サンゴの被度の高い場所、多様性指数の高い場所（P5-7）をモニタリングの対象とした、ということを明記しておくこと。
18. サンゴ礁のモニタリング地点の選定（P.8-19）は most important coral areas を含め、工事区域に近い Most Important Coral Area のスポット調査を継続するなど、再考すること。
19. 「バ」国のモニタリングキャパシティーに関して、「人を育てる」方向での協力を検討すること。
20. 本事業により直接影響を受けることが予測されるサンゴ礁、ならびに、移植されていくサンゴを継続してモニタリングしていくことは事業の範囲である。一方、報告書で提案されている湾全体におけるサンゴ礁のモニタリングは、直接的には本事業のスコープ外という考えもなりたつ。よって、事業が与える影響が湾の持続的利用に対してどのように位置づけられるかということを経先分析したうえで、湾全体におけるサンゴ礁のモニタリングを実施することの妥当性について記述すること。併せて、ドナー同士の継続的な対話の必然性、モニタリングを行う際に求められる人材の育成と当該組織を強化することの必要性について明確に記述しておくこと。
21. 湾内のモニタリングについては前浜プロジェクト（フェーズ 2）との協働を積極的に構築すること。

ステークホルダー協議・情報公開

22. ポートビラ湾内においては複数の開発主体による開発事業が行われているため、「バ」国政府はそれぞれに関わる利害関係者が環境社会配慮に関する情報を共有し、相互に及ぼしあう影響が考慮されたうえでステークホルダー協議が実施されるよう配慮すること。また JICA はそのように働きかけること。
23. 環境影響、緩和策に関する主な意見と回答（P5-94）の記述を充実させること。その際、ステークホルダー協議がどのような雰囲気で行われ、計画策定にはどのような教訓があったか。それらを含めた記述とすること。

提言及びポートビラ大湾の持続的利用について

24. 提言 9.1 について、全国的視野に立ったサンゴ保全計画を策定し、その中で本事業地域において必要な保全策を検討し、本事業におけるモニタリング（実施及び技術蓄積）等が有効に活用されるよう、提言すること。サンゴ増殖については保全策の一例と位置づけること。
25. 観光政策、インフラ整備計画に環境保全と自然資源の持続的利用を反映させるためには、十分な体制を構築することが望まれる（P3-21）とのことであるが、そのための具体的な提案内容を付加しておくこと。
26. P9-1. 9.2 湾の持続的利用に向けた枠組みの形成。環境保護保全局の人材、組織の現状とその強化についても記述すること。
27. ポートビラ湾の環境保全と持続的利用のためのコミッティの設立（9 章 9.2）を提言する根拠ならびにコミッティ運営上の留意点についても記述すること。
28. 提言 9.3 の 46. 戦略的環境影響評価の実施におけるポイントとして、開発計画、自然環境保全計画、分散化を含めた観光開発計画を、全国レベル、島レベルと段階的に策定する必要性を含めること。
29. 9 章の提言は円借款事業計画外の、JICA 調査団から「バ」国への提言であることを明記すること。

その他

30. 工事地域の海岸線（P8-4、図 2）は現状を反映したものに差し替えること。見出せないようであれば報告書には載せないで衛星写真をもって代用すること。
31. 湾の持続的な利用を効果的に推進するためには、個々の事業ごとの固有影響を併せて議論できる共通の計画作りとモニタリングの実施を行いえるプラットフォームの形成が必要である。報告書では、そういったプラットフォームが必要であること、ならびに、環境保全と湾の利用を両立させる計画（上位計画）に基づいたインフラ整備計画（下部計画）の策定と実行が必要であることについても併せて言及すること。

以 上